



Phillip-Aizawa Trust Thai Fund

## ケイマン籍／契約型／外国投資信託（米ドル建て）

< 管理会社 >	<p>FCインベストメント・リミテッド          2003年9月にケイマン諸島において設立。          ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行・買戻し業務を行います。          管理会社の資本金は5,000万円です。          管理会社は、本ファンドを含むケイマン籍契約型投資信託16本（純資産総額：164,921,929.23米ドル、12,835,872,339円）の管理および運用を行っています。（2011年4月末日現在）</p>
< 受託会社 ／登録事務代行会社 >	<p>HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド          ファンドの受託業務および登録事務代行業務を行います。</p>
< 投資運用会社 >	<p>フィリップ・キャピタル・マネジメント（S）リミテッド          ファンド資産の運用業務を行います。</p>
< 管理事務代行会社 >	<p>HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッド          管理事務代行業務を行います。</p>
< 日本における販売会社 ／代行協会員 >	<p>藍澤証券株式会社          日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。</p>

- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- ・また、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うフィリップ・アイザワ トラスト タイファンドの受益証券（「ファンド証券」）の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成23年6月30日に関東財務局長に提出しており、平成23年7月1日にその届出の効力が生じております。
- ・ファンド証券の1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券などの値動きのほか、為替の変動による影響を受けます。したがって、1口当たり純資産価格は変動しますので、元本が保証されているものではありません。これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。

## ファンドの目的・投資方針・投資対象

ファンドの主な目的は、一貫したプラスのリターンを達成することです。投資運用会社は、主にタイで設立されまたは事業を行っている企業により発行された、上場株式、NVDR、債券、ワラントその他の証券、およびかかる証券のデリバティブ商品（オプション、先渡し、および先物を含みます。）にファンドの勘定で投資しますが、投資対象はこれらに限られません。したがって、ファンドは、純資産総額の30%までは、タイ国外で上場されている企業の証券に投資することもできます。投資運用会社は、その方針として、自らがファンドの勘定で投資している企業の支配を目的とはしません。

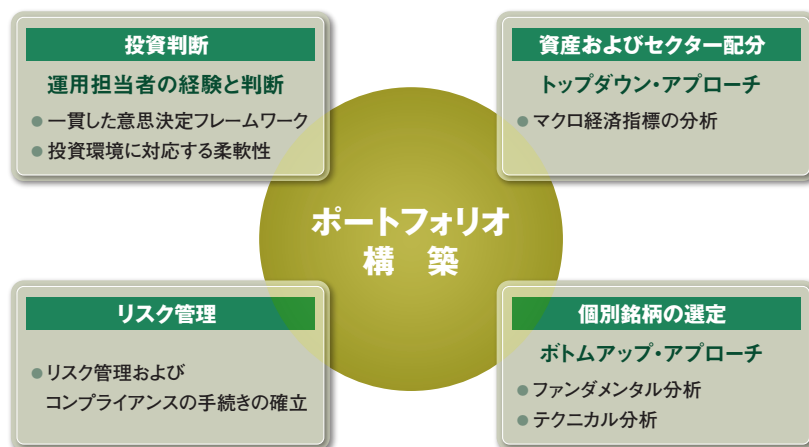
ファンドは、優れた中・長期のパフォーマンスの達成を目的とし、主にグロース（成長）投資の手法を採用します。投資運用会社は、市場の非効率性を探し出し、従来の考え方にとらわれずに、これまでになかったトレンドや、見過ごされてきた成長要因を見つける努力をします。投資運用会社は、極端に株価が過小評価されている企業や経営実績の悪い企業、あるいは極端に高成長の企業には投資を集中せず、株価が妥当で成長性のある企業に投資を行います。投資運用会社は、こうした投資スタイルを採ることで、保有期間やボラティリティ、成長性等といった諸要素間のバランスがとれた運用を行うことが可能となります。

投資運用会社は、一貫した意思決定のフレームワークに基づいて下される判断と、ファンド・マネージャーの経験とを組み合わせた投資スタイルを採用します。これにより、ファンド・マネージャーは、投資判断の原則に基づいた運用を行いながら、変化する投資環境に対して柔軟に対応することができます。

投資プロセスは、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチの長所の組み合わせにより特徴付けられます。資産およびセクター配分の決定は、トップダウン・アプローチに基づいて行われます。投資運用会社は、株価や債券利回り、為替に影響を及ぼしうる事象について、基本的なマクロ経済の観点から評価します。

ボトムアップ・アプローチは、証券の絶対的および相対的な魅力を決定するための積極的な定性・定量分析を含みます。投資運用会社は、投資を予定している対象の投資価値を決定するために厳密なファンダメンタル分析を行い、テクニカル分析によって市場の潜在的トレンドを予測します。投資運用会社は、投資対象となる銘柄の潜在的な価値が株価の上昇に結びつくタイミングを注意深くうかがいます。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオ構築に関して参考になる、様々な情報源からの情報に積極的にアクセスします。投資運用会社は、初期選別またはモニタリングを行うツールとして、定量スクリーニングを利用します。また、投資運用会社は、ヘッジングまたはリスク管理の目的で、有価証券やその他の金融商品に直接投資を行うことができます。



## 主な投資制限

ファンドは、以下の主な投資制限に従います。

- 1 空売り  
投資運用会社は、ファンドの勘定で証券を空売りすることができます。しかし、空売りされる証券の総額は、直近の純資産総額を超えることはできません。
- 2 タイ国外で上場されている証券  
直近の純資産総額の30%を超えない部分については、タイ国外で上場されている株式、債券、ワラントおよびその他の証券、ならびにかかる証券のデリバティブ（オプション、先渡しおよび先物を含みます。）に投資することができます。
- 3 単一発行体制限  
(1) 直近の純資産総額の10%を超えない部分は、単一の発行体により発行されたいずれかのクラスの証券に投資することができます。この制限を計算する際は、デリバティブは除かれます。  
(2) 投資運用会社は、ファンドの勘定で、ある1つの会社の発行済株式総数の10%を超えて取得することはできません。
- 4 デリバティブ  
ファンドは、ワラント、オプション、先物および先渡しを含むデリバティブに投資することができます。直近の純資産総額の15%を超えない部分は、かかる商品に投資することができます。
- 5 一般的な制限  
(1) 投資運用会社は、被投資会社の経営に参加しません。  
(2) ファンドは、商品および／または不動産を扱う会社の証券には投資できますが、商品または不動産そのものには投資しません。  
(3) ファンドの投資対象は、負債の担保としていかなる方法においても、譲渡担保権、抵当権、質権を設定されず、また譲渡もされません。  
(4) 投資運用会社は、ファンドの勘定で引受または下引受取引を行いません。  
(5) ファンドは、無限責任を生じさせる投資対象に投資しません。ただし、この制限は、デリバティブへの投資には適用されないものとします。  
別段の記載がない限り、上述の投資制限は、投資に関連する取引の実行または契約の日付において適用されます。

### 借入

ファンドの投資運用会社は、ファンドの勘定で、一回に純資産総額の10%まで、現金を借入れることができます。

## 分配方針

管理会社は、その単独の裁量により、収益ならびにファンドの実現および未実現キャピタル・ゲインの分配を行うことができます。管理会社は、現在、ファンド証券に関して分配金の支払を予定していません。

## 運用体制

管理会社の取締役は、ファンドの関係法人に対する管理を行います。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。投資運用会社には、5名のファンド・マネージャーによる投資チームがあります。投資決定は、主に投資運用会社の投資委員会の週次ミーティングにおいて行われます。投資委員会は最優先事項として、ファンド・マネージャーが提案する投資についての意見すべてに関する報告および精査を行い、ポートフォリオ戦略、資産配分、株式選別および組入銘柄の変更に係る投資決定を下します。ファンドの代表ファンド・マネージャーは投資委員会のミーティングにおける投資決定が実行されるよう努め、ファンドの全体的な運用実績のモニターを行います。投資運用会社はファンドの管理事務代行会社により作成される評価レポートを検討し、ファンドの評価の適切な実施を確保します。



## リスク要因

投資者は、ファンド証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。

ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。

ファンドへの投資のリスクには以下が含まれますが、下記の記載はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

### 投資目的の達成

ファンドの投資目的が成功するとの保証または表明は一切行われていません。

### デリバティブ

デリバティブ取引に関連するリスクは数多く存在します。例えば、多くのデリバティブは取引実行時に支払われまたは預託される金銭よりもかなり多くの市場エクスポージャーを提供するため、比較的わずかで不利な市場動向が、投資額の全損だけでなく、当初の投資額を超える損失をファンドに被らせる可能性があります。

### 決済リスク

ファンドは、投資運用会社がファンドの勘定で取引を行う、相手方当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行リスクも負うことになります。

### 為替レート

ファンド証券は、ファンドが米ドル貨以外の通貨建ての資産に投資される場合に、為替レートの変動にさらされます。

### 政府、経済、社会等に関して考慮すべきリスク

ファンドの投資対象資産の純資産総額および流動性は、為替レート、為替管理、金利の変化、ならびに政府方針および税制の変更、ならびに社会、政治および経済の不安定性、またはタイおよびファンドの投資先であるその他の国々におけるもしくはこれらの国々に影響を与えるその他の事象の悪影響を受ける場合があります。

### 無議決権預託証券 (NVDR)

投資者は、NVDRに投資することにより、ある会社の普通株式に直接投資する投資者と同様の金融上の利益（配当、株主割当発行およびワラント等）を受け取ります。しかし、NVDRの保有者は、会社の意思決定に参加することはできません。

### 市場のボラティリティの可能性

タイ証券取引所は、最近において極端な価格変動を経験しており、そのような変動が将来に発生しないと保証することはできません。

### 流動性

投資運用会社は、ファンドの勘定において、未上場証券だけでなく上場証券にも投資する場合があります。上場証券、特に中小企業の上場証券への投資は、証券の流動性を保証するものではなく、未上場証券への投資は、高い非流動性リスクにさらされています。極端な市況または注文規模によっては、必ずしも希望価格での買注文もしくは売注文の実行またはオープン・ポジションの清算ができるとは限りません。

### 企業の情報開示、会計および規制基準

一部のタイの企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、タイの企業に関する公に利用できる情報も少ない場合があります。また、タイの企業が、米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件にしたがっている場合があります。

### 分配

本書の日付の時点で、管理会社は受益者に対し分配を支払うことを予定しておらず、むしろファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインはすべて再投資されることを予定しています。したがって、ファンドへの投資は、財務または税金対策の目的で現時点での収益を求める投資者には適していません。

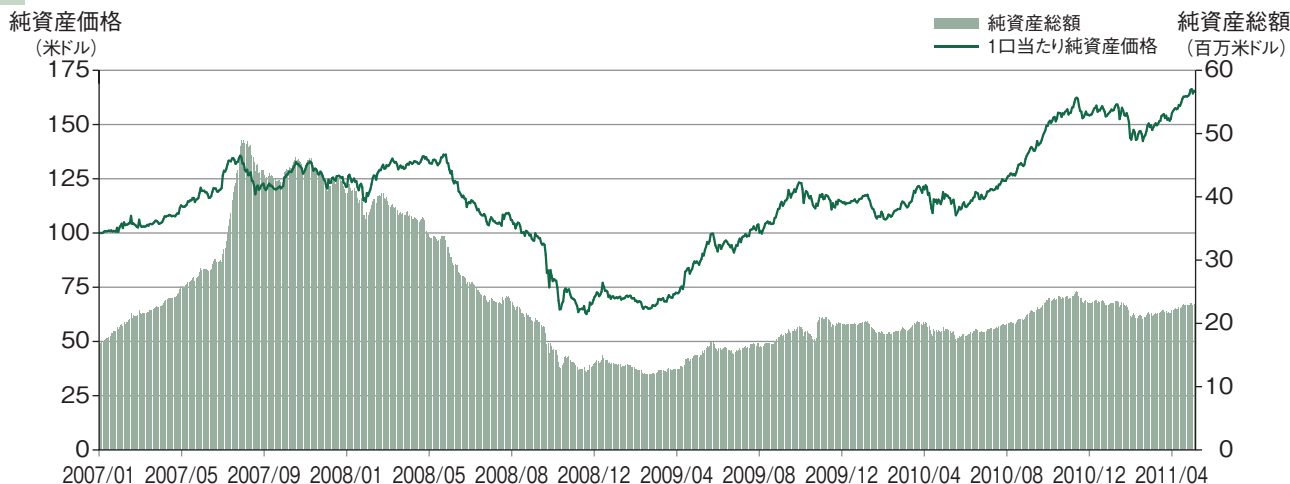
## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

投資運用会社は、適用法令ならびにファンドの投資方針および制限を遵守するために、リスク管理およびコンプライアンスの手続きを確立しています。この手続きには、ベンチマークに対するポートフォリオの運用実績およびポートフォリオのリスク、さらには投資制限が遵守されているかの定期的な監視が含まれています。

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



## 投資有価証券の主要銘柄

(2011年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	株数	帳簿価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	SIAM CEMENT PUBLIC CO LTD-NVDR	タイ	複合企業	118,000	9.25	1,091,926.80	12.47	1,471,548.19	6.42
2	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL-NVDR	タイ	石油	211,900	5.16	1,094,394.39	6.30	1,335,444.86	5.82
3	BANGKOK BANK PUBLIC CO LTD (FOREIGN REG)	タイ	金融	200,300	4.43	887,334.20	5.82	1,165,235.87	5.08
4	RATCHABURI ELECT GENERATING HLDG - NVDR	タイ	電力	760,000	1.35	1,025,733.40	1.33	1,010,030.23	4.40
5	ADVANCED INFORMATION SERVICE PCL - NVDR	タイ	情報通信	322,700	2.80	903,863.17	3.07	989,893.99	4.32
6	CP ALL PCL NVDR	タイ	小売	674,000	0.93	626,588.45	1.45	974,607.29	4.25
7	BANGKOK DUSIT MEDICAL SVS PCL (NVDR)	タイ	ヘルスケア	560,000	1.23	690,052.52	1.72	964,226.15	4.20
8	TISCO FINANCIAL GROUP PCL NVDR	タイ	金融	711,000	1.31	934,105.68	1.26	897,367.23	3.91
9	KASIKORN BANK PCL - NVDR	タイ	金融	200,000	2.54	507,591.82	4.18	835,840.98	3.64
10	CHAROEN POKPHAND FOODS PLC - NVDR	タイ	食品	832,000	0.78	649,715.44	1.00	834,503.63	3.64

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 資産別および地域別の投資状況

(2011年4月末日現在)

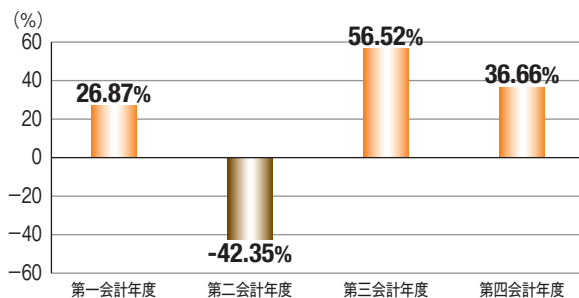
資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	18,525,528.48	80.77
	インドネシア	426,097.41	1.86
	オーストラリア	349,975.27	1.53
不動産投資信託	タイ	769,901.81	3.36
オプション	タイ	12,696.05	0.06
先物	タイ	8,666.00	0.04
小計		20,092,865.02	87.60
現金・その他の資産 (負債控除後)		2,843,880.42	12.40
合計 (純資産総額)		22,936,745.44 (約1,883百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 分配の推移

設定来、分配金の支払実績はございません。

## 収益率の推移



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$   
 a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)  
 b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配額の額) (第1会計年度の場合、当初発行価格 (100米ドル))

## 運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## お申込みメモ

購入（申込み）単位	10口以上1口単位
購入（申込み）価額	取引日における受益証券1口当たり純資産価格 (注1)「取引日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、随時決定する日を指します。 (注2)「ファンド営業日」とは土曜日、日曜日以外の日で、香港、シンガポールおよび東京において銀行が営業しており、かつ、タイ証券取引所で取引が行われている日その他管理会社が受託会社との協議の上、ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。
購入（申込み）代金	投資者は、申込み注文の成立を販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社に対し円貨で支払うものとします。
換金（買戻し）単位	1口単位
換金（買戻し）日	買戻しは、各ファンド営業日、または管理会社が受託会社と協議の上、ファンドについて随時決定する日に実施されます（以下「買戻日」といいます。）。受益者は買戻日の午後2時までに、販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。
換金（買戻し）価額	関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
換金（買戻し）代金	買戻代金は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款の定めるところにしたがって販売会社を通じて円貨で支払われるものとします。
申込締切時間	販売会社の定める時間とします。
購入の申込期間	平成23年7月1日（金曜日）から平成24年6月29日（金曜日）まで ただし、申込みは、各取引日に取り扱われます。
換金（買戻し）制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。
購入・換金（買戻し）申込受付の中止および取消し	管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、ファンドの純資産総額（および1口当たり純資産価格）の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。また、当該停止の期間中、ファンド証券は発行されず、または買い戻されません。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。 1. ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合 2. ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合 3. ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合 4. 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合 当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。
信託期間	2106年12月31日まで
繰上償還	ファンドは、下記の場合に解散されます。 1. 受託会社と管理会社が合意した場合 2. 受益者集会において決議された場合 3. 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合 4. 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合 5. ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない（もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる）法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合 また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がファンドの存続を決定しない限り、ファンドは以下の事由の発生により解散します。 1. 2106年12月31日の到来 2. ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になり、管理会社がファンドを終了する旨をファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合 ファンドが解散された場合には、管理会社は、すべての受益者に対し、ファンドが解散されたことおよび適用のある法令により要求されるその他の事項につき、速やかに公告・通知しなければなりません（または、管理会社は、日本における販売会社にこれらの公告・通知をさせなければなりません。）。 ファンドの終了日において、管理会社は、ファンドの投資対象、不動産およびその他の資産を換金するものとします。ファンドの最終監査後、すべての負債を完済するか完済するために十分な引当金を確保し、また解散により生じた費用のために十分な引当金を確保した後で、受託会社は、受益者に対して換金によって得られた資金を、ファンドの終了日時点におけるそれぞれの持分に比例して（受託会社が正当に要求することのできる、受領権限についての証拠（もしあれば）の提示により）配分するものとします。



決算日	毎年12月末日
収益分配	管理会社は、その単独の裁量により、収益ならびにファンドの実現および未実現キャピタル・ゲインの分配を行うことができます。管理会社は、現在、ファンド証券に関して分配金の支払を予定していません。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了（毎年12月末日）およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、販売会社を通じて受益者にお渡しします。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。（開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。）

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入（申込み）時手数料	日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。	
	申込口数	申込手数料
	5,000口未満	3.15%（税抜3.00%、税0.15%）
	5,000口以上10,000口未満	2.625%（税抜2.50%、税0.125%）
	10,000口以上	2.10%（税抜2.00%、税0.10%）
換金（買戻し）手数料	かかりません	

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（管理報酬等）	
（管理報酬）	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（毎月後払い）
（受託報酬）	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（毎月後払い、毎月最低1,500米ドル） また、受託会社は、ファンドの登録事務代行会社として、年2,500米ドルを超えない額（毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。）も請求します。
（投資運用報酬）	ファンドの純資産総額に対して年率0.70%（毎月後払い） また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いされる実績報酬の支払いを受ける権利を有します。 実績報酬＝（受益証券の1口当たり純資産価格－ハイ・ウォーターマーク）×10%×当該四半期中の発行済受益証券口数の平均
（代行協会員報酬）	ファンドの純資産総額に対して年率0.20%（毎月後払い）
（販売報酬）	ファンドの純資産総額に対して年率0.50%（毎月後払い）
その他費用・手数料	ファンドの直接の運営費用（公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、信託証券およびファンドに関するその他一切の書類の作成および／または提出および印刷費用、マーケティング費用、合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用等を含みます。）がファンドの信託財産からのみ支払われます。上記手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して10%
換金（買戻し）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（買戻し）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

- ・上記は、平成23年6月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

*Phillip-Aizawa Trust Thai Fund*